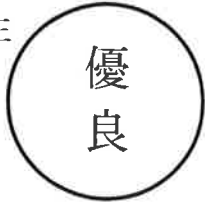


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 埼玉県深谷市折之口 1775 番地 1
 氏 名 株式会社 小暮商店
 代表取締役 佐藤 英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2 年 1 月 15 日

許可の有効年月日 令和 8 年 11 月 4 日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、
 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCBに限る。）、
 ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCBに限る。） 以上 5 種類
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
 廃酸（pH2.0以下の廃バッテリーに係るものに限る。）、
 廃アルカリ（pH12.5以上の廃バッテリーに係るものに限る。） 以上 2 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 施設等の所在地

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原 1775 番 1、1776 番 1 以上 2 筆
 （面積 1,888.06㎡）に限る。
 保管施設の概要は 2 面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成19年11月 5日	指令北環第2-136号	新規許可
平成21年 3月24日	指令産廃第1574号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
令和元年12月17日	指令北環第52-2号	更新許可
令和 2年 1月15日	指令産廃第855-1号	変更許可（「取り扱える」2種類の追加）
令和 2年 8月 4日	—	変更届（住所及び代表者）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 10 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸（pH2.0以下の廃バッテリーに係るものに限る。） 、廃アルカリ（pH12.5以上の廃バッテリーに係るものに限る。） 以上2種類	4.8㎡	3.4m (屋内)	8.4㎡ (0.52㎡メッシュパレット×16個)

(以下余白)